記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、福島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成30年４月６日

4　推薦書及び添付書類提出先　福島労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

注1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

厚生労働省

平成30年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について

平成30年度における悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第13条第１項に規定する臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験（以下「臭気判定士試験」という。）及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査（以下「嗅覚検査」という。）の実施について、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第18条第１項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

なお、臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施に関する事務は、悪臭防止法第13条第２項に規定する指定機関を指定する省令（平成13年環境省令第19号）の規定に基づき、公益社団法人におい・かおり環境協会が行う。

平成30年３月29日　環境大臣　中川　雅治

1　平成30年度臭気判定士試験

⑴　試験を行う期日　平成30年11月10日（土曜日）

⑵　試験を行う場所　東京都、愛知県及び大阪府

⑶　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成30年７月９日（月曜日）から平成30年９月７日（金曜日）までに、公益社団法人におい・かおり環境協会（郵便番号169―0075東京都新宿区高田馬場２丁目14番２号　電話番号03（6233）9011）に提出又は郵送すること。郵送による場合、平成30年９月７日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2　平成30年度嗅覚検査

⑴　検査を行う期日　平成30年４月１日（日曜日）から平成31年３月31日（日曜日）までの間で、受検申請者が希望する日を勘案して公益社団法人におい・かおり環境協会が指定する日

⑵　検査を行う場所　北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

⑶　受検申請書の提出期限及び提出先　受検申請書は、公益社団法人におい・かおり環境協会に対し、検査を行う期日までに提出すること。

3　その他　臭気判定士試験及び嗅覚検査の受験申請書等の入手方法、受験申請手続等に関する問合せは、公益社団法人におい・かおり環境協会に対して行うこと。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区北青山二丁目12番16号**イセ・トタル七尾発電所合同会社**の工場財団に石川県七尾市津向町大杉１番地他イセ・トタル七尾発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年３月29日

金沢地方法務局七尾支局

宮崎市大字細江2799番地の３**パシフィコ・エナジー細江合同会社**の宮崎市大字細江2799番地の３パシフィコ・エナジー細江メガソーラー発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年３月29日　　宮崎地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成30年３月20日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成30年３月29日

富山地方法務局長　所田　雅一

記

氏名　松原　　武

所属する司法書士会　富山県司法書士会

登録番号　富山第261号

事務所の所在地　富山県高岡市中川本町10番１号

違反行為　意思確認義務違反及び本人確認義務違反

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成30年３月20日から１か月の土地家屋調査士業務の停止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年３月29日

松山地方法務局長　吉川　　隆

記

氏名　細川　安良

所属する土地家屋調査士会　愛媛県土地家屋調査士会

登録番号　愛媛第786号

事務所の所在地　愛媛県今治市南宝来町一丁目４番地４　２Ｆ

違反行為　登記申請意思確認義務違反、本人確認義務違反及び虚偽の調査等

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定に基づき、次のとおり、同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２第３号の規定により公告する。

1．商号　エフエーエスプランニング株式会社

2．営業所　東京都中央区銀座八丁目15番10号

3．登録番号　関東財務局長（金商）第2458号

4．登録年月日　平成22年10月４日

5．登録の取消年月日　平成30年３月20日

平成30年３月29日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定に基づき、次のとおり、同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２第３号の規定により公告する。

1．商号　株式会社nagiee

2．営業所　東京都中央区勝どき二丁目９番16―1015号

3．登録番号　関東財務局長（金商）第1413号

4．登録年月日　平成19年９月30日

5．登録の取消年月日　平成30年３月20日

平成30年３月29日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定に基づき、次のとおり、同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２第３号の規定により公告する。

1．商号　レイ株式会社

2．営業所　東京都港区西新橋一丁目11番５号

3．登録番号　関東財務局長（金商）第1875号

4．登録年月日　平成20年５月30日

5．登録の取消年月日　平成30年３月20日

平成30年３月29日

関東財務局長　浅野　僚也